

令和3年度 第1回昭島市環境審議会
会議録（要旨）

【開催日時】 令和3年5月25日（火）18：35～19：55

【開催場所】 Web 会議システムによるオンライン開催

【出席者】

- 1 委員：亀卦川会長、長瀬副会長、内田委員、大嶽委員、田中委員、名取委員、二ノ宮リム委員、藤原委員、山本委員
- 2 事務局：池谷環境部長、井上環境課長、渡邊係長（計画推進係）、光畑係長（環境保全係）、秋元係長（水と緑の係）、橘主任（計画推進係）
- 3 コンサルタント会社：倉地

【欠席者】

委員：白井委員、堺委員、椎名委員

【議事要旨】

- 1 開会
- 2 議題
(1) パブリックコメントの結果について【資料1、2】
(2) 答申案について
- 3 その他
- 4 閉会

【配布資料】

- 資料1 昭島市環境基本計画（素案）に係るパブリックコメントの結果について
資料2 昭島市環境基本計画（素案）

【発言要旨】

1 開会

2 議題

(1) パブリックコメントの結果について

亀卦川会長： 本件はかなりの数の意見をいただいているため、章ごとに区切って説明をお願いしたい。

井上課長： 資料1、No. 1から4（第1章）の説明（省略）

井上課長： 椎名委員より事前にご意見をいただいている。No. 3の審議会の考え方について、「緑の保全の要望に対し、審議会の考え方として、せん定や伐採が行われているとある。緑の安全管理としてはわかるが、緑の保護保全では回答となっていない。緑を減らさない、守る方策を行う旨の記述が必要である。」とのことである。他の委員の意見等を踏まえ、回答案を再度検討したい。

名取委員： 椎名委員の言われているとおり、緑の保全に関する方策について審議会の考え方を記載すべきと思う。

亀卦川会長：他に意見等なければ、先に進めたい。

井上課長：資料1、No. 5から8（第3章）の説明（省略）

井上課長：No. 7で大型物流センターの開発に関するご意見をいただいているが、詳細は何も決まっていない状況である。この件を次期計画に反映させるには時間的に困難なため、計画上はこの開発には触れず、考え方としては、「環境保全は市民・事業者及び市がそれぞれの役割のもと、連携・協働は欠かせないため、それを踏まえて開発事業者に対しても本計画を理解した取組を求める」という回答案を作成した。

亀卦川会長：この章に関しては、大嶽委員より事前にメールで意見をいただいているが、何か意見はあるか。

大嶽委員：今後取組を推進していくに当たって、ご理解いただきたいということで審議会の考え方を示しているが、誰に理解してほしいのかというところが本計画の神髄になってくる。例えば会長がワークショップに出向いていき、審議会メンバーがサポートして本計画の推進ができればよいと思った。審議会の回答というよりも、せっかく作ったものを生かすために何かやりませんか？といったところである。

併せて、この後所用があり退席するため、先の部分についても意見を述べたい。ゴルフ場のところはまだはっきりわからないとのことだが、No. 18から20でみどり率の目標を-2%に修正するとあった。市の考え方と審議会の考え方が矛盾するのではないかと思う。この後でメンバーに議論していただきたい。

亀卦川会長：第4章の部分は後程議論したい。他に意見が無ければ、この後第4章は多くの意見があるので、基本目標ごとに進めたい。

井上課長：資料1、No. 9から35（基本目標1）の説明（省略）

井上課長：No. 18から20について、大規模開発に絡めてみどり率のご意見をいただいている。審議会の考え方（案）を示しているが、みどり率の現状維持は難しいと考えている。これまでご審議いただく中では維持が重要とのこと、目標設定したが、今回の大規模開発の話や、実際-2.7%となっている現状を鑑みると、現状維持の目標よりは、減少の抑制に方向転換してはどうか、というところでの提案となっている。当然ながら維持していくという姿勢は必要だが、仮にゴルフ場の敷地が全て開発された場合、-3%程度の影響を考えると、今回の計画の目標としては減少をいかに抑えるかに方向転換してはどうか、という提案である。

亀卦川会長：大嶽委員、先ほどの意見に何か補足はあるか。

大嶽委員：皆さんで議論していただきたい。この先のNo. 50で、電力利用率の目標を聞いているが、回答が太陽光発電システムの設置数を答えて終わっている。審議会の考え方が少しずれていると思ったので、もう少し精査していただきたい。みどりの部分は開発ありきで動いており、都市計画マスタープランもこの後書き換えられるとしても、準工業地域は住宅も建てられるような地域なので、昭島市として本計画をどのように進めていくかが非常に重要となってくる。玉川上水から生物が行き交う回廊にもなっている大事な部分なので、考えていただきたい。

亀卦川会長：事務局から何か補足はあるか。

井上課長： 市としても開発ありきということではない。詳細が見えていない状況であり、本計画にどのように反映させていくかについて、大規模開発に関しての書きぶりは難しい。一方でご意見をいただいたとおり、素案P28のエコロジカルネットワーク図で玉川上水周辺は位置づけをしている。我々の考える生物多様性地域戦略や水と緑の基本計画の重要な部分となるので、そういった部分を意識してもらいながら、今後の開発事業者との連携が必要になると考えている。

名取委員： No. 18 から 20 のところで、パブリックコメントの意見は維持または上げるべきと言っているが、審議会としては現実を見て下げるのも止むを得ないと回答するということだが、なかなか難しいと思う。恐らくこの議論は初めて出たかと思うが、パブリックコメントで初めて出たところで、改めてオーソライズするのは、回答を見た人がびっくりするのではないか。ではどうしたらよいか、というところまでは思いつかないのだが、計画は決定していないが、2%くらいは許容すると審議会が思っているように見えてしまう。「市として」と「審議会として」は違うと思うが、これは「審議会として」になるので、各委員がこれでいいというのを確認する必要がある。

井上課長： まさに「市の考え方」と「審議会の考え方」があろうかと思う。委員の皆様から忌憚のない意見をいただき、回答を作成したいところである。この回答案については、市の庁内検討委員会のメンバーに事前に確認いただいている。その中で、大規模開発の話も聞こえてくる中で、実際に41.1%の維持ができるのか、という意見が挙げられた。それを受けての修正案となっている。委員の皆様意見を伺いながら、審議会の回答を検討していきたいと考えている。ただし、開発ありきで-2%を許容するという姿勢ではない。先ほどの説明の中では、開発によって-3%程度の影響があるのではないかと試算したが、やはり過去からのみどり率の減少を考えると、41.1%の維持も難しいのではないかとといったところを再考し、提案させていただいた。

亀卦川会長： ゴルフ場の開発がというよりも、これまでの減少の経過からして維持が困難だから、過去の傾向から提案をしているということではどうか。

井上課長： そのとおりである。

名取委員： パブリックコメントで「維持」が出されている中で「下げる」を審議会に出すことに抵抗がある。且つこの-2%という数字はここで初めて出てきて、今後市民の意見を聞く場が無い訳なので、それで果たしてよいのか、という疑問がある。

二ノ宮委員： 自分も名取委員と同様に、既にパブリックコメントに出した素案を、まだはっきりしていない開発計画がここで初めて出てきたことを受けて、「減少の抑制」とするのが目標として適当だという考え方には違和感がある。開発計画が出てきたことで実質的にそうなるかもしれないということは、見通しとして市が持つておく必要はあるかもしれないが、ここで素案にそれを書き込んでしまうということは、審議会としてそれを容認する姿勢を見せることになる。それを反映すべきではないと思う。

亀卦川会長： 今2名の委員から-2%に関して否定的な意見が出ている。私自身も難しい問題と考えている。開発計画はまだ何も見えていないのか。

井上課長： 詳細は決まっていないので、本計画に直ちに反映させるべきか、というこ

とも含め、微妙なところである。

亀卦川会長： いくつかの考え方はあるかと思うが、41.1%の目標を据え置いて、計画見直しのタイミングまでは現在の目標を維持していく。それまでの間で状況の変化があると思うが、パブリックコメントで提示してから真逆の方向の変更には慎重にならざるを得ない。計画見直しの段階で検討するというのを一つの案として提案したい。

池谷部長： 審議会としての結論は、会長が今おっしゃったとおりかと思う。ただ、再度申し上げるが、この-2%は開発が見えたから下げたということではない。この開発計画に対して、市は今までのまちづくりをしっかりと理解して、この事業を進めてほしい、としか申し上げていない。例えばこの環境基本計画を見て、都市計画マスタープランを見て、この事業者がどういった開発をするのかは全く見えていない。そこだけは勘違いのないようにしていただきたい。我々の考え方としては、現実的な目標として43.8%から41.1%に減少しており、これからの開発の進行や農地の減少等を考えて、現実的な目標としてお示しした。おっしゃるとおりパブリックコメントの段階で目標を下げるというのは問題があるかと思うので、後は会長に委ねたいと思う。

長瀬副会長： この開発の関係は、市民の中では見えないところで、個人レベルで動いている話もあり、不安要素が多い。そこをクリアにする動きを市としても見せてほしい。緑だけではなく商業など市域全体に対して非常に不安要素があり、もう少しはっきりさせてほしい。また、両者の懇談等はあるのか、といったところもお聞きしたい。

井上課長： 開発計画に関しては不透明な部分が多く、市としてのスタンスや市民の意見をいただく場、他の事業者の意見をいただく場など、全く決まっていない。そういった視点も重要かと思うが、本審議会の中ではその部分については審議の内容ではなく、また市として何かを示す段階でもない。回答としては、「まだ何も決まっていない」というところで、ご理解いただきたい。

長瀬副会長： 説明については了解した。ただ、この問題については時期的なもの等、はっきりする場を作ったほうが市の指針として大事な部分かと思う。

井上課長： 今後、そういった視点を入れて、開発があるのであれば、色々な意見を踏まえた上で、皆が納得する形で進めていただきたいと思う。

亀卦川会長： 開発とは切り離して-2%という数字が出てきているという補足説明があった。ただ、後ろ向きなメッセージを発信することになってしまうので、「現象の抑制に努める」という文言はあってもよいが、目標自体を下げてしまうということは、現段階だと時期的に遅かったと思う。もっと早い段階で目標の検討をすべきだと思う。本件については、会長預かりとさせていただきたい。私自身も目標の見直しには慎重な考えでいるということを皆さんにお伝えした上で預らせていただきたいが、よろしいか。

(異議無し)

亀卦川会長： 椎名委員からいただいている意見について、説明をお願いしたい。

井上課長： No. 15 の審議会の考え方について、「オオキンケイギクとナガミヒナゲシだけがどうして駆除対象になるのか？」の質問に対して、市内で見られる外来生物についてコラムを追加します、とある。追加する場合オオキンケイギクは外来生物法の特定外来生物に指定されており、法律上駆除対象生物である。

ナガミヒナゲシは特に指定されていない。同様に、質問にあるアレチウリも特定外来生物なので、むしろオオキンケイギクとアレチウリを記述してコラムで取り上げることが必要である。」との意見をいただいた。事務局としては、椎名委員の意見を反映させた形で、コラムを追加したいと考えている。委員の皆様のご意見があれば、お願いしたい。

続いてNo. 16、No. 21、No. 28、No. 62、No. 70の審議会の考え方について、「いずれも強せん定の弊害やせん定により緑陰の喪失に対するパブリックコメントの意見だが、その回答として維持管理と萌芽更新を促す対策としてとの記述がある。一般的に萌芽更新とは伐採後に切株から発生する萌芽を成長させて再び緑を復活させる技術であり、武蔵野台地で多く行われていた手法である。せん定後に上部のせん定切断部の切り枝から発生する枝にあてはめる言葉ではないので削除したほうがよいと思う。むしろ伐採してしまうのかという誤解を誘発しかねない使用方法との懸念がある。この場合は『緑陰を残しつつ、管理・安全上支障のない範囲で最小限の剪定を徹底させてまいります。』程度の回答が妥当なところである。」という意見をいただいている。このご意見を受け、書きぶりについて萌芽更新を前面に出すのではなく、アドバイスをいただいたとおり緑陰を残しつつ、一方で管理安全上支障がない範囲で、「最小限」というところは「必要な範囲のせん定を実施していく」といった回答をしたいと考えている。

亀卦川会長： 椎名委員の意見に関連し、ご意見はあるか。

名取委員： 椎名委員のおっしゃることはそのとおりだと思う。回答の書きぶりだが、市の姿勢で回答の例示がされていることが見受けられる。使い分けに気をつけていただきたい。

井上課長： 全体にわたるが、審議会からの回答という視点を忘れずに、回答案を作って参りたい。

藤原委員： 修正の言葉として「最小限のせん定を徹底していく」と説明があったが、結局曖昧で伝わらない。市としては強いせん定をするということだと思う。樹木の保護の観点から言うと、強いせん定はするなという意見。適切に伐採する、といった表現になるとすれば、ケースバイケースということになるだろう。一体どうするのか、という声が出てきかねない。

井上課長： 緑を残してほしいという意見と、近隣住民からの切ってほしいという両方のご意見があり、バランスの取り方について市では苦慮している。その中で、自然環境と生活環境のバランスを取りながらせん定を行っている。椎名委員からの「緑陰を残しつつ、管理・安全上支障のない範囲で」についてはそのとおりだと思っている。一方、「最小限」と書くと、曖昧な部分もあり、木を切るということに対して「これは最小限ではない」という意見が出る可能性がある。「支障のない範囲で必要なせん定を徹底させていく」と回答してはどうかと考えている。

藤原委員： 苦しいが、そのような所が無難だとは思っている。

二ノ宮委員： 名取委員、藤原委員のご意見を踏まえると、今説明された回答は市としての回答となる。環境審議会としてどのように表現するか。パブリックコメントでは樹種に配慮しない管理が行われているという指摘もある。そのような事例が実際どれ位起きているのかということと、それが起きているのならば、

審議会としては自然環境保全の立場から樹種に配慮した適切なせん定が行われるよう、市に対して要求していきたいということが伝わるような回答の表現が求められると思う。

井上課長： 二ノ宮リム委員からいただいた、樹種に配慮したせん定を行うというのは、市の基本スタンスである。市としては、樹種に配慮していないせん定は行っていないという認識である。自然環境に配慮してほしいという方からは、強く切り過ぎだという意見が寄せられることがある。一方、身近なところで生活している方からは、風通しが悪い、日当たりが悪い、溜まってしまう落ち葉を何とかしてほしいという意見もある。市としてはバランスを取りながら、強めのせん定を行いながら、自然環境と生活環境、また樹種に配慮したせん定を引き続き行っていきたいと考えている。

亀卦川会長： いくつかキーワードが追加されそうだが、そのような回答案を検討するというのでよいか。

井上課長： ご意見をベースに回答案を作っていく。最終的な回答については、会長にご相談をさせていただきたい。

亀卦川会長： 他にご意見がなければ、基本目標 2 について説明をお願いします。

井上課長： 資料 1、No. 36 から 44（基本目標 2）の説明（省略）

亀卦川会長： 基本目標 2 について、ご意見等があればお願いしたい。
（意見等無し）

亀卦川会長： ご意見が無いようなので、基本目標 3 に移る。

井上課長： 資料 1、No. 45 から 59（基本目標 3）の説明（省略）

井上課長： 大嶽委員からは、No. 50 の意見に対し、「再エネの電力利用率の質問をしている。審議会の考え方（案）では、公共施設の発電システムの設置について回答している。発電システムが設置されている場所で再エネとして自家消費もしているかと思うが、その場合は、再エネの電力だけでは賄えないと思う。公共の場所での再エネの電力利用率を回答すべきではないか。また個人の再エネ電力利用率は把握できる方法があるのか。」とのご意見をいただいている。
また、事前に会長からもご意見をいただいている。No. 51 の再エネ電力利用率について、何を指しているか、欄外で説明したらよいというご意見を頂戴した。

亀卦川会長： 大嶽委員の意見に対し、事務局の考えはいかがか。

井上課長： 大嶽委員のおっしゃるとおり、考え方（案）では、公共施設での設置件数を回答している。意見としては、公共施設または個人の再生可能エネルギーの利用率について現状をご指摘いただいている。個人の利用率を直接把握することは現状ではできない。今後は、意識調査を活用していく必要もあると考えている。本計画で具体的に書くことは難しいが、把握していく考えである。公共施設での再エネ電力の発電と再エネ電力の調達については、必要なことと考えている。そのような視点を含め実施すべき、と環境審議会としての回答をいただきたい。

亀卦川会長： 公共施設の利用率はすぐ把握できるのか。

井上課長： 一部売電をしている施設、太陽光発電を導入している施設は把握しているが、全てを賄ってはならず、利用率は大きくはないのが現状である。今後は再エネ由来の電力をどう調達していくかが課題だが、現時点ではまだ導入し

ていないので、記載が難しい。

亀卦川会長： 再生可能エネルギー利用率は、再生可能エネルギーによる発電量に対し、市域の電力使用量に対する割合を示すよう明記した方がよいと事務局には申し上げた。

名取委員： No. 45 の横田基地の飛行機の問題について。審議会の考え方（案）で「飛行制限等は市の役割を超えていると考えている。」という回答が書いてある。ご意見では、飛行制限までは書かれてないので、そこまで書く必要はないと思う。

井上課長： 昭島の上空の問題として国等に声を挙げていくべきということだが、確かに意見の中で「飛行制限」についての記載はない。「飛行制限」の文言については、柔らかい言葉にしつつ、温室効果ガスの発生源ということで、横田基地での飛行制限を求めることは市の範疇にはないので、審議会としては「そこは超えている」という趣旨で回答していただきたいと考えている。

藤原委員： 横田基地の話になる。市では定期的に騒音を計測しているという。ある一定の時間帯に、1日何回かで測っている聞いた。たまたま測定していない時に飛行するとカウントされないのではないか。

井上課長： 市では、固定調査地点である拝島第二小の他、4か所で移動調査をしている。測定時間は24時間を対象としており、その間で飛行機と思われる騒音をカウントする。

藤原委員： そうすると連続してモニタリングしているということか。

井上課長： そのとおりである。拝島第二小以外の移動調査を行っている測定箇所は、3か月ごとに変更している。今後、市民会館・公民館を固定局として測定を継続し、拡充を図っていく考えである。

藤原委員： 一般の方の騒音の負担は理解できないものがあると思う。そういった地域では、モニタリングを行うということを説明してもらいたい。

亀卦川会長： 他にご意見がなければ、基本目標4について説明をお願いします。

井上課長： 資料1、No. 60 から 62（基本目標4）の説明（省略）

亀卦川会長： 基本目標4について、ご意見等があればお願いしたい。
（意見等無し）

亀卦川会長： ご意見が無いようなので、基本目標5に移る。

井上課長： 資料1、No. 63 から 66（基本目標5）の説明（省略）

二ノ宮委員： No. 63、No. 64 の意見について。いただいた意見は、的を射たものだと受け止めている。回答について、「まずは環境についての関心を持っていただき、徐々にその認識を深めていただきたいと考えております。」とあるが、一步踏み込み、「市民が暮らしや社会の在り方を見直して、変革していくような、その取組を支える環境学習活動として、こういったものを実践していくことが大切だと考えている」といった表現にできればよい。その上で「いただいた意見の考え方を含めて実施していく」としてはどうか。

井上課長： 是非、そういう視点で追記をして参りたい。委員の皆様はいかがか。

亀卦川会長： 特に異論は無いようである。

井上課長： それでは、いただいたご意見を受けて追記をさせていただく。

亀卦川会長： 他にご意見がなければ、第5章及び第6章について説明をお願いします。

井上課長： 資料1、No. 67 から 72（第5章及び第6章）の説明（省略）

井上課長： No. 71 つつじが丘のゴルフ場の開発に関する「ガイドラインの作成を検討すべき」という意見について。関係部署との調整の結果、ガイドラインの作成を市が検討するのではなく、No. 10 から 12 の回答と同じく「開発事業者に対して、本計画を理解した取組を求める必要があると考えます。」と修正させていただきたいと考えている。

亀卦川会長： 椎名委員から No. 69 の意見が出ている。

井上課長： 椎名委員からは、No. 69 の意見に対し、「あきしまさくらをソメイヨシノと同列で比較しているが、このようにあきしまさくらを使うと、あたかも品種として登録された『あきしまさくら』が存在するように見える。確認が必要である。ここではあきしまさくらと特定しないで、『倒木しにくいサクラ等への植替えを行っている。』程度の軽い表現にしたらよいと思う。また審議会の考え方について、市が専門業者と相談し、在来種の中から選定しているとあるが、公園の植栽で外国産の樹木が既に沢山植えられているし、それらが大きく成長して緑陰等で大きく社会に貢献している。プラタナス、ハナミズキ、ニセアカシア、ヒマラヤスギ、ウメ、モミジバフウ、トウカエデと枚挙の暇がない。ここの表現は『市が専門家と相談して、できるだけ在来種を中心に選定していく』とする方がよいと思う。納入する立場と誤解される危険性のある専門業者という言葉は使わずに専門家としたほうがよい。あえて具体的に入れたいのなら、『樹木医等専門家』とすべき。」とのご意見をいただいている。

亀卦川会長： 椎名委員の意見を紹介したが、これを含めご意見をいただきたい。No. 71 に対し、回答案を変更する件は、よろしいか。

(意見等無し。)

亀卦川会長： それでは No. 71 は回答案を変更する。

他にご意見がなければ、計画全体に対する意見について、説明をお願いします。

井上課長： 資料 1、No. 73 から 81 の説明 (省略)

亀卦川会長： 計画の PR については、大嶽委員からも意見が出ていた。他にご意見等はあるか。

(意見等無し。)

亀卦川会長： 全ての意見に対する回答案についてご審議いただいた。全体を通してご意見等はあるか。

(意見等無し。)

(2) 答申案について

井上課長： パブリックコメントの結果について、「審議会の考え方」に本日の審議結果を反映させたものを今後作成する。回答の作成及び結果の答申案への反映については、よろしければ会長へご一任いただき、事務局と会長で調整したものを報告という形で皆様にお示ししたい。また、パブリックコメントの結果は、6月2日開催予定の建設環境委員協議会に報告した後、市のホームページに掲載する予定である。また、皆様への報告は次回の環境審議会となるが、今回は案件が本件のみであることや、新型コロナウイルス感染症の状況も考慮し、書面開催としたい。

亀卦川会長： 修正等については、事務局と私との間でしっかり対応していく予定である。
よろしくお願ひしたい。

3 その他

井上課長： 昭島環境フォーラムからアンケートの依頼が届いている。生物多様性地域戦略の市民版の作成に取り組んでおり、関係者にアンケートを実施したいとの相談をいただいた。環境審議会委員の皆様にもご回答いただきたいと要望があり、事務局で封筒を預かったので、事務局で住所等を記入したものをこれから郵送したいと考えている。回答は任意だが、回答いただけるのであれば、同封の返信用封筒で直接環境フォーラムに提出してほしい。

井上課長： 次回の環境審議会については、先ほど申し上げたとおり書面開催とする。6月21日の週に委員宛に資料を発送させていただく予定である。なお、今期の環境審議会については、会議形式での開催は本日が最終となる。計画改定について一昨年7月に臼井市長より諮問をした後、新型コロナウイルス感染症による延伸もあったが、皆様には精力的にご審議をいただき、答申いただける段階となった。本日の審議結果を踏まえ本編を修正し、6月29日午後4時から、亀卦川会長に審議会を代表して、臼井市長へ答申していただく予定である。委員の皆様には約2年間の長期に渡り計画改定にご協力いただき、感謝を申し上げる。

亀卦川会長： 私からも、2年間のご審議に感謝を述べたい。

4 閉 会